

AMAGASAKI CITY

第6次
尼崎市総合計画

ひと咲き まち咲き あまがさき

第6次 尼崎市総合計画

ひと咲き まち咲き あまがさき



CONTENTS

はじめに

1 総合計画の考え方 5

2 総合計画の構成と期間 8

(1) まちづくり構想 8

(2) まちづくり基本計画 8

(3) 期間 8

まちづくり構想 11

1 社会潮流 12

(1) 人口減少社会の進行 13

(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化 14

(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり 14

(4) デジタル化の進展 15

(5) 産業構造・労働環境の変化 15

(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり 16

(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常 16

2 本市の状況 17

(1) 人口動態の見通し 17

(2) 土地利用の特徴と変化 19

(3) 行財政運営の状況 21

3 「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」 22

4 まちづくりの基本的視点 26

まちづくり基本計画 29

1 PDCAサイクルと横連携を重視したまちづくり 30

2 まちづくりの総合指標 34

3 施策体系 36

4 主要取組項目 38

1 子ども・教育 40

2 生きがい・ささえあい 41

3 脱炭素・経済活性 42

4 魅力向上・発信 43

5 施策別の取組(各論) 44

■ 各論の構成(施策の見方) 44

■ 施策ごとの取組(13 施策) 46

6 行政運営 72

(1) 行政運営の視点 72

(2) 内部統制の推進 80

(3) 都市間連携による行政サービスの質の向上 80

資料編 81

※文章中、*印のついた用語は、巻末の資料編「用語解説」に解説があります。

はじめに



1 総合計画の考え方

■ともにまちづくりを進めるための「羅針盤」として

本市では、その時々の社会情勢を踏まえながら、これまで5次にわたって「基本構想」を策定してきました。

地方自治法により「計画的な行政の運営を図る」ために構想策定が義務化されていた時代と異なり、平成25年度(2013年度)を開始年度とした第5次尼崎市総合計画は、物やサービスの充実だけでなく、生活の質、心の豊かさが重視される成熟社会における総合計画として、行政だけでなく、市民・事業者等を含めたまちづくりにかかる主体である“わたしたち”が、より良いパートナーシップを築きながらともにまちづくりを進めるために、めざす方向性を示す「羅針盤」となるよう策定しました。

■「つくる」だけでなく「つかう」

人々のニーズが多様化するとともに変化の激しいこの時代において、わたしたちが目的地である「ありたいまち」に向かって着実にまちづくりを進めるためには、従来型の考え方や手法に捉われたまま流れに身を任せのではなく、時代の潮流を捉え、その変化に対応するために、総合計画という羅針盤をしっかりと活用し、進行方向を確認しながら、必要に応じて舵を切りなおすこと

が重要です。

そのため、第5次尼崎市総合計画にもとづくまちづくりを推進するに当たっては、施策評価を中心としたPDCAサイクルを構築し、取組の成果と課題を確認しながら、わたしたちがめざす「ありたいまち」に向かって力を合わせ、施策や事業を展開してきました。その結果、市民意識調査による本市のイメージは大幅に向上し、近年の本市人口の社会動態は改善傾向にあります。

このまちの改善傾向をしっかりと流れとし、「ありたいまち」に向かう変化を、わたしたちの実感と手応え、誇りにつなげる10年とするために、引き続き、ファミリー世帯の転出超過傾向をはじめとした継続する課題に対応するとともに、第6次となる本計画を活用し、絶えず振り返りを行いながら着実にまちづくりを進めます。

■自治のまちづくりを具体化する

本市では、平成28年(2016年)10月に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、わたしたちのまちをより良くしていくために、情報を共有し、シチズンシップ*を高め、力を出し合い協力し、合意に向けた努力を重ねていくことを基本理念として、本市において自治のまちづくりがたゆみなく推進されることを目的としています。

本計画の推進により、わたしたち一人ひとりが学び、考え、行動し、また、わたしたちの力がより発揮されるよう、市としてもその責務を果たします。

■尼崎版SDGsの推進

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択され、令和12年(2030年)を期限に、「誰一人取り残さない」を基本理念とした世界共通の目標です。

SDGsがめざす誰一人取り残さない社会の実現は、本市が進めるまちづくりと、そのスケールは異なるもののめざす方向性は同じです。そのため、本市では「尼崎版SDGs」を策定し、総合計画にもとづくまちづくりによりSDGsの達成をめざすことを明確にするなかで取組を進めてきました。本計画は、その計画期間中にSDGsの年限を迎えることから、その理念をより意識するとともに、ポストSDGsを見据え策定しています。



= 「誰一人取り残さない
社会の実現に向けて」
Leave no one behind

■尼崎版総合戦略及び尼崎人口ビジョン

人口減少、少子化・高齢化などの課題の克服に向けた尼崎版総合戦略は、引き続き、総合計画のアクションプランとして位置付け、本計画の主要取組項目と整合性を図ります。また、本市人口の将来展望である尼崎人口ビジョンは超長期の将来推計であるため、社会経済情勢の変化により大きく変動が見込まれる場合など、必要に応じて見直しを行います。

2 総合計画の構成と期間

本市では、まちづくり構想とまちづくり基本計画を一体としたものを、総合計画としています。

(1) まちづくり構想

まちづくりにかかわる主体と共有していく、尼崎らしいまちづくりのビジョン（展望）を示すもの

①ありたいまち

わたしたちがまちづくりを進めていく上で共有する「こうありたい」と思う尼崎らしいまちの姿（めざすまちの姿）

②まちづくりの進め方

「ありたいまち」の実現に向けて、わたしたちがまちづくりを進める上で、大切にしたい基本的な姿勢

③まちづくりの基本的視点

「ありたいまち」の実現に向けて、わたしたちがまちづくりを進める上で、基本とする考え方や方針

(2) まちづくり基本計画

「ありたいまち」の実現に向け、「まちづくりの進め方」や「まちづくりの基本的視点」を踏まえて実施する取組やその方向性を示すもの

①施策別の取組

組織を超えた分野ごとの取組やその方向性

②主要取組項目

施策を連携させながら複数年をかけ、優先的かつ集中的に取り組む項目

③行政運営

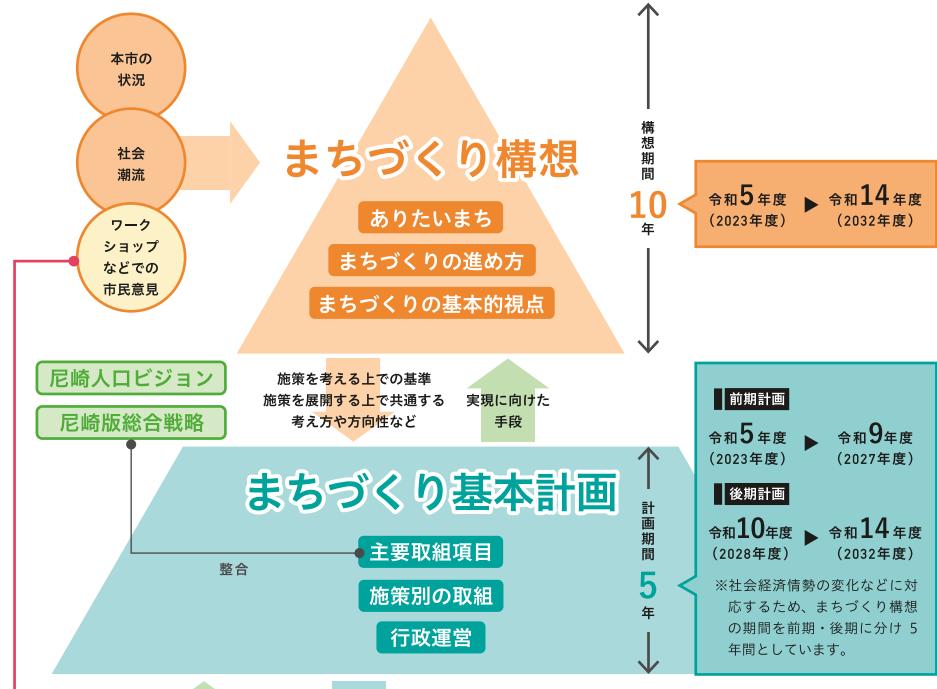
市の経営資源の強化の視点など

(3) 期間

変化が激しい時代においても、ともにまちづくりを進めていくため、中長期的なまちづくりのビジョン（展望）として、まちづくり構想はその期間を10年間としています。

「ありたいまち」の実現に向けた取組の方向性を示すまちづくり基本計画は、取組の狙いや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を5年間としています。

『総合計画の構成』



・「未来から今を考える」ワークショップの開催

わたしたちがまちに望む「こうありたい」と思う姿（めざすまちの姿）を検討するに当たって、令和元年度（2019年度）に「未来から今を考える」ワークショップを開催しました。

未来に向けてこれからの尼崎についてみんなで考え、意見交換を行い、その意見を踏まえて、総合計画の検討を進めてきました。

